

塩谷町告示第 10 号

塩谷町農業水利施設省エネルギー化推進事業費補助金交付要綱をここに公布する。

令和 6 年 1 月 23 日

塩谷町長 見形 和久

塩谷町農業水利施設省エネルギー化推進事業費補助金交付要綱

令和6年1月23日

告示第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、塩谷町補助金等交付規則（昭和47年塩谷町規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、塩谷町農業水利施設省エネルギー化推進事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 電力料高騰による影響を受けやすい農業水利施設の省エネルギー化を進め、エネルギー価格高騰の影響を受けにくい農業水利システム（管理手法、設備）への転換を促すとともに、エネルギー価格高騰による影響を緩和し、農業水利施設の機能の安定的な発揮を図る。

(交付の対象者)

第3条 この補助金の交付対象者は、町内に所在し、組合の規約を有する水利組合又は揚水組合とする。

(補助対象施設、補助対象経費及び補助率)

第4条 この補助金の交付の対象施設は、前条に規定する交付の対象者が管理する農業水利施設とする。

2 補助金の額は、県で定めた農業水利施設省エネルギー化推進事業補助金交付要領（令和5年3月30日農整第1048号）に基づき認められた額とし、令和3年度と令和4年度のエネルギー価格（電力料・燃油費）の差額（高騰分）の7割を交付するものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「事業主体」という。）が、規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
塩谷町農業水利施設省エネルギー化推進事業費補助金交付申請	規則の別記様式第1号	1	事業計画書	別記様式第1-1号 第1-2号	1	別に定める日
			収支予算書	別記様式	1	

書			第2号		
---	--	--	-----	--	--

2 町長は、前項に定める書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(補助金の交付の決定及び通知)

第6条 町長は、前条の申請書を受理し、審査の上適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、農業水利施設省エネルギー化推進事業費補助金交付決定通知書（規則の別記様式第4号）により事業主体に通知する。

2 町長は、前項の審査において、その内容が適当であると認められないときは、補助金の不交付を決定し、農業水利施設省エネルギー化推進事業費補助金不交付決定通知書（様式第1号）により事業主体に通知する。

(補助条件)

第7条 規則第6条の規定による条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、町長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。

(補助金の請求及び実績報告)

第8条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき 請求書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
農業水利施設省エネルギー化推進事業費補助金交付請求書	規則の別記様式第4号	1	交付決定通知書の写し	1	別に定める日

2 規則第13条に規定する補助金の実績報告は、第5条第1項の農業水利施設省エネルギー化推進事業費補助金交付申請書の提出をもって、実績報告書の提出があったものとみなす。

(補助金の支払方法)

第9条 この補助金の支払方法は、精算払とする。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第16条に規定する補助金の額の確定は、第6条第1項の交付決定の通知をもって額の確定があったものとみなす。

(帳簿等の保管)

第11条 規則第23条で規定される帳簿及び証拠書類は、当該交付事業の完了の日の属する

会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業を実施するために必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6(2024)年5月31日をもってその効力を失う。

令和 年 月 日

塩谷町長 様

申請者 住 所

氏名又は名称及び代表者氏名

塩谷町農業水利施設省エネルギー化推進事業費補助金交付申請書

年度において塩谷町農業水利施設省エネルギー化推進事業補助金 円
を交付されるよう、塩谷町補助金等交付規則第 4 条の規定により、次の関係書類を添えて申請しま
す。

関係書類

- | | |
|------------|-----------------------|
| 1 事業計画書 | (別記様式第 1-1 号、第 1-2 号) |
| 2 収支予算書 | (別記様式第 2 号) |
| 3 その他必要な書類 | (令和 4 年度分の電気代等領収書) |

連絡先：

担当者：

別記様式第2号

収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備考
〇〇地区	円	円	円	
補助金				
市町村費				
計				

2 支出の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備考
〇〇地区	円	円	円	
農業水利施設省エネルギー化				
計				

規則の別記様式第4号（第5条関係）

塩谷町指令産第 号

住 所

氏名又は名称及び代表者氏名

令和 年 月 日付け（第 号）をもって交付申請のあった、 年度塩谷町農業水利施設省エネルギー化推進事業費補助金については、塩谷町補助金等交付規則第5条の規定に基づき金 円を交付する。

令和 年 月 日

塩谷町長

第 号
令和 年 月 日

住 所

氏名又は名称及び代表者氏名

塩谷町長

年度塩谷町農業水利施設省エネルギー化推進事業補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度塩谷町農業水利施設省エネルギー化推進事業補助金については、塩谷町農業水利施設省エネルギー化推進事業補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり不交付とすることに決定したので、通知します。

記

1 不交付の理由

規則の別記様式第 4 号（第 18 条関係）

年度 塩谷町農業水利施設省エネルギー化推進事業費補助金交付請求書

金 円

令和 年 月 日付け塩谷町指令産第 号で決定通知があった、 年度塩谷町農業水利施設省エネルギー化推進事業費補助金を上記のとおり交付されるよう、塩谷町補助金等交付規則第 18 条の規定により請求します。

令和 年 月 日

塩谷町長 様

請求者 住 所

氏名又は名称及び代表者氏名

関係書類

- ・ 交付決定通知書の写し（要綱第 10 条により、交付決定をもって額の確定とみなす）
- ・ その他必要書類

振 込 口 座 番 号	(金融機関の名称) 口座の種類及び番号
(フリガナ) 口 座 の 名 義	

発行者

発行責任者

連絡先

E-mail

担当者

連絡先

E-mail